

# 共済預金の手続きにかかる本人確認時の提示書類に関するお願い

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため改正犯罪収益移転防止法が平成28年10月1日より施行されたことに伴い、取引時等の際に提示いただいていた本人確認書類について顔写真が無いものについては、確認書類が追加されることとなりましたのでお知らせします。

## 対象となるお取引

- 共済預金の新規口座開設時
- 200万円を超える現金でのお預け入れ・お引出し

## お取引時の 確認事項

### (1) 顔写真付の公的書類をお持ちの場合(次の書類の中から1点提示)

- ①運転免許証
- ②運転経歴証明書(2012年4月1日以降交付のもの)
- ③パスポート ④個人番号カード ⑤障害者手帳
- ⑥その他公的機関の発行する顔写真付の証明書 など

### (2) 顔写真付の公的書類をお持ちではない場合(次の書類の中から2点提示)

- ①組合員証または組合員資格証明書 ②印鑑登録証明書(※) ③住民票の写し(※)
- ④住民票の記載事項証明書(※)
- ⑤ご本人の住所・氏名の記載のある税金または公共料金(電気・水道水・ガス)の領収書(※) など

(※)のあるものについては、提示いただく6か月以内に作成されたものに限りします。



## そ の 他

- 上記の事項が確認できない場合、お取引ができませんのでご注意ください。
- 不明な点につきましては、埼玉りそな銀行県内各支店へお問い合わせください。